

令和 8 年度 竹原市放課後児童クラブ募集要項

1 放課後児童クラブ一覧表

学校区	放課後児童クラブ名	定員	開設場所	電話
忠海学園校区	忠海放課後児童クラブ	35 名	忠海学園内	26-0131
吉名学園校区	吉名放課後児童クラブ	40 名	吉名学園内	25-1797
竹原小学校区	竹原放課後児童クラブ	70 名	竹原小学校内	22-0220
				22-0221
竹原西小学校区	竹原西放課後児童クラブ	70 名	竹原西小学校内	22-1570
				22-1571
荘野小学校区	荘野放課後児童クラブ	30 名	賀茂川会館内	29-1311
東野小学校区	東野放課後児童クラブ	35 名	東野小学校隣	29-1725
中通小学校区	中通放課後児童クラブ	35 名	中通小学校内	22-3616

※ 竹原放課後児童クラブ、竹原西放課後児童クラブは2教室での受け入れとなります。(教室の選択はできませんので御了承ください。)

※ 利用希望者が定員を超えた場合は選考を行い、原則、保育の必要性が高い低学年の児童から利用を認めます。

2 開設日・利用時間

開設日	利用時間	
	月～金曜日の授業がある日	授業のない日 (長期学校休業日・土曜日・代休日)
令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	午後2時から午後6時まで	午前7時30分から 午後6時まで

※ 市が必要と認めた場合は、変更することがあります。

※ 令和8年度から授業のない日の開設時間を拡大し、午前7時30分～とします。(令和7年度まで：午前8時～)

3 閉設日

- ・ 日曜日
- ・ 祝日
- ・ お盆（8月13日～8月16日）
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）

※ 令和8年度から年末年始の閉設期間を短縮します。(令和7年度まで：～1月4日)

4 対象児童

放課後児童クラブが開設されている小学校・義務教育学校（前期課程）に通学する児童で、放課後に保護者が就労等のため家庭にいない児童

※ 現在利用中の方が次年度も継続して利用を希望される場合でも、新たに手続きが必要です。

5 要件

保護者が次のいずれかに該当する場合。

①就労していること

… 1～4年生の児童の保護者

1週間に3日以上かつ1日につき4時間以上、午後2時以降まで（土曜日は、正午以降まで）

… 5・6年生以上の児童の保護者

1週間に3日以上かつ1日につき4時間以上、午後3時以降まで（土曜日は、正午以降まで）

※ 年間を通じて学校の下校時刻が早まり、上記就労要件では家庭での保育が困難と認められる場合は、就労要件を緩和します。

②大学・専門学校等へ就学していること

③長期にわたり疾病や障害のある親族を常時介護し、児童を保育できないこと

④病気等による療養中や心身に障害があり、児童を保育できないこと

⑤産前産後期間（出産予定日の前2ヶ月及び後3ヶ月）であること

※上記の要件に該当している場合でも、利用希望者が定員を超えた場合は選考を行い、原則、保育の必要性が高い低学年の児童から利用を認めます。

放課後児童クラブ保護者負担金に滞納がある場合は、完納するまで審査を保留します。

6 活動内容

- (1) 児童の健康管理、安全管理、情緒の安定に資する活動
- (2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上に資する活動
- (3) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡調整
- (4) その他児童の健全育成上必要な活動

7 運営事業者

市では、保護者ニーズに対応した開設時間の拡大や ICT システム導入などの均一的で質の高いサービスを提供していくことを目的として、令和8年度から専門的知識や経験を有する民間事業者により市内放課後児童クラブの運営業務を一括して委託することとし、次の事業者を選定しました。

令和8年度～令和10年度運営事業者：株式会社 明日葉

8 指導者

専任の支援員を配置します。

9 保護者の負担

利用料	児童1人につき月額3,000円（要保護・準要保護家庭は免除になりますので免除申請書を年度毎に提出してください。） ※納付は原則、口座振替によります。口座振替依頼書（通帳届出印を押印したもの）を金融機関（竹原市内に本店・支店があるものに限ります。）に提出してください。
おやつ代	児童1人につき月額1,000円程度 ※ 令和8年度から市内一律のおやつ代となります。
保険料	年間500円程度（活動中の負傷事故及び往復途上における事故については安全共済の保険で対応します。） ※ 令和8年度から全国子ども会安全共済会の保険に加入します。（補償内容はこれまでと同程度です。）（令和7年度まで：年間800円程度）

10 留意事項

- ・ 令和8年度からICTシステム（入退室管理機能、連絡帳機能、お知らせの一斉配信機能）を導入予定です。アプリ等により放課後児童クラブとのやりとりが可能となります。
- ・ 保護者は連絡帳を毎日点検してください。
- ・ 欠席、早退等、特別の事由がある場合、事前に支援員に連絡してください。
- ・ おやつ代及び保険料については、運営事業者へお支払いください。

11 申込必要書類

申請書に必要事項を記入のうえ、確認（同意）書及び就労状況証明書を添付し提出してください。

【継続利用の場合】

継続利用に限り、在籍中の放課後児童クラブへ提出することができます。

（健康こども未来課こども福祉係への提出もできます。）

※ 正式な受理は、書類を確認の上、健康こども未来課こども福祉係で行います。

【新規利用の場合】

健康こども未来課こども福祉係へ提出してください。

※ 申込必要書類は各児童クラブ、健康こども未来課こども福祉係に備え付けてあります。

※ 就労内容が自営業及び農業の方は、事業をしていることを確認できる書類（確定申告書の写し、個人事業の開業・廃業届出書の写し等）の提出が必要です。

※ 病気・介護・出産等の場合、診断書や母子手帳の写し等の提出が必要です。

12 申込受付期間

令和7年11月17日（月）～12月12日（金）【必着】

- ※ 受付期間を過ぎて申込みされた方については、定員を超えた場合利用できません。
- ※ 年度途中からの利用は随時受付とし、安全共済の保険に加入後、申請日から約1週間後からの利用開始となります。（申請時に希望の児童クラブが定員に達している場合は利用ができませんのでご注意ください。）

13 保護者説明会

- ・ 新規利用対象児童の保護者説明会については、令和8年2月27日（金）に予定しています。
- ・ 民間委託に伴い、令和7年11月28日（金）に在籍児童の保護者を対象とした説明会を行います。
- ・ その他、詳細については、直接下記にお問い合わせください。

14 問い合わせ先

竹原市 健康こども未来課 こども福祉係（保健センター内）
TEL 0846-22-7742